

# 七尾市長選挙 執行予定

## 投票 11月7日(日) 告示 10月31日(日)



### 投票できる人

#### 年齢

昭和59年11月8日以前に生まれた人

#### 住所

平成16年7月30日以前から引き続き市内に住所及び住民登録がある方

### ◎市内転居された方

10月23日(土)以降に転居された方は、転居前の投票所で投票してください。

### ◎転出された方

市長選挙では、市外へ転出された方は投票することができません。入場券が届いた方でも、11月6日(土)までに市外へ転出された方は投票できません。

不在者投票を済ませていても、投票は無効となります。ただし、期日前投票を済ませた後で転出された場合、投票は有効となります。

**期日前投票  
不在者投票** はお早めに！

市役所本庁、田鶴浜支所、中島支所、能登島支所の期日前投票所・不在者投票所での投票

### ◎対象

出張・滞在地で投票する方法もあります。(、用務、旅行などで投票日に投票にいけない方)

### ◎期間・開所時間

11月1日(月)～11月6日(土)  
開所時間は午前8時30分～午後8時です。

### ◎投票場所

(注) 住所地によって投票場所が異なります。

住所地	投票場所
旧七尾市の区域	↓ 本庁
旧田鶴浜町の区域	↓ 田鶴浜支所
旧中島町の区域	↓ 中島支所
旧能登島町の区域	↓ 能登島支所

### 入院・入所先での不在者投票

### ◎対象

県選挙管理委員会が指定した病院や施設などに入院・入所されている方はお早めに病院長、施設長へ申し出てください。

### 郵便による不在者投票

次表に該当される方は、郵便による不在者投票ができます。ただし、市選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です。

### 郵便等による不在者投票対象者

交付手帳など	区分	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、 移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫機能の障害	1級または3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	内臓機能の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	介護状態区分	要介護5

※ただし、候補者の氏名などを自分で書くことができる方に限ります。

### 投票の方法

- 不在者投票、期日前投票及び点字投票は、記名式投票で行います。
- 投票日当日の投票(点字投票を除く)は、記号式投票で行います。

### 記名式投票

投票用紙に候補者氏名を記載する。

### 記号式投票

投票用紙に刷り込まれた候補者名の上欄に○印を押す。